

翼

T S U B A S A
税 の お 話

Vol.20

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川1丁目15番30号 名古屋リザンビル3階

TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

<https://www.tax-higashi.jp/>



2月23日は税理士記念日です。

2月23日は「税理士記念日」ですが、これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。

日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日的性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。この記念日の意義は、税理士の社会的使命と税理士の職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。

名古屋税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、名古屋税理士会名古屋東支部の支部長の小出でございます。名古屋税理士会名古屋東支部は名古屋東税務署管内、名古屋市東区の狭いエリアにあるものの、昨年12月末現在、個人正会員305名、法人会員35社で構成されております。

税理士は税理士の使命として、税理士法第1条で、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と定められております。

- ①税の専門家であること
- ②独立公正な立場であること
- ③納税義務者の信頼にこたえること
- ④納税義務の適正な実現を図ること

私たち税理士は、この使命を常に念頭において、税理士法に定められた権利行使し、義務を履行し、納税者の皆様の信頼を得ることにより、日々の税理士業務を円滑に実行することが出来ております。

さて、当支部では、地域の皆様に身近な税の相談の場として、「名古屋

東税務相談所」を設置し、小規模事業者に対する税務相談や記帳指導を行っています。

また、相続税に関する一般的な相談を受け付ける、予約制の「相続税務相談室」も設けております。

そして、確定申告の時期には、無料相談会場にて申告相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談いただけたらと思います。

さらに、広く税について関心を持つもらうため、名古屋東租税教育推進協議会の一員として、東区内の小中学生、高校生、専門学校生および社会人を対象として租税教室を開催し、租税に関する知識の普及に努めています。

その他、広報活動として毎年2月に東区民の皆様へ、税について興味を持ってもらうために広報誌「翼」をお届けしております。

地域の皆様の税金や経営に関するお困りのことがございましたら、当支部にお気軽にお問合せください。よろしくお願ひいたします。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 小出 恭己

税金のこと どれくらいご存知ですか？

TAX
Q/A
税金クイズ

1 税金クイズ
ガソリンの価格には揮発油税と地方揮発油税が含まれています。では1リットルあたりどのくらいの税がかかっているでしょうか？（消費税は除きます）



- ①43.8円
- ②53.8円
- ③63.8円

2 税金クイズ
国や地方公共団体では義務教育の費用（学校の維持管理、教科書の費用、先生の給与など）を負担していますが、義務教育終了までの9年間、生徒一人あたりいくらかかるのでしょうか？

- ①約470万円
- ②約670万円
- ③約870万円



3 税金クイズ
つぎのうち税金がかかるものはどれでしょうか？

- ①ノーベル賞の賞金
- ②宝くじの当せん金
- ③クイズの懸賞金



4 税金クイズ
昭和22年、所得税に申告納税制度が導入されましたが、急激なインフレで納税額は極めて低調でした。そこで国（当時の大蔵省）がとった奇策とは何でしょうか？

- ①申告書に懸賞問題
- ②提出の先着順に景品
- ③正確な申告に割引制度



5 税金クイズ
昔のイギリスでトランプに税金がかけられたとき、納税済の証明をトランプのカードに表示していました。その表示とはどれでしょうか？



- ①ジョーカー
- ②スペードのエース
- ③ハートのキング

6 税金クイズ
消費税は10%ですが、そのうち社会保障の財源にどの程度つかわれているでしょうか？

- ①3割
- ②5割
- ③9割



7 税金クイズ
国の税金を管轄する税務署を表す地図記号はつぎのうちどれでしょうか？

- ①□
- ②○
- ③△



8 税金クイズ
税理士は税の専門家として、税金の相談や申告書などを作成する資格を持ったプロですが、さて全国の税理士の人数と、税務署など税を扱う国際機関に勤めている税務職員の人数、どちらが多いでしょうか？

- ①税務職員
- ②税理士
- ③同じくらい



次ページで
クイズの答えを紹介。



租稅教室

脱金のこと、知つてもらいに私たちが行きます!

小学校 中学校 高等学校 専門学校 大学校

名古屋税理士会名古屋東支部では、生徒に東区内の小中学生、高校生、専門学校生、および大学生へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学生から社会人までそれぞれに分かりやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じて頂きたいと思います。

日本税理士会連合会では、税理士法に基づき、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に關し必要な施策を行うこと」を事業の一つとして会則に定め、租税教育事業に取り組んでいます。名古屋税理士会では社会貢献活動の一環として、また税理士を皆様に知って頂く機会の一つとして「租税教室」を開催しています。

税金クイズの答え。

クイズはいかがでしたか?難しい内容もありましたが知っていると
お得な税金の知識もいっぱいあります。楽しく税金のことを使ってください♪

- 1 税金クイズ** 答えは②53.8円 ガソリン(揮発油)には1キロリットル当たり揮発油税が48,600円、地方揮発油税が5,200円、合計53,800円が課税されます。したがって1リットルあたり53.8円となります。

2 税金クイズ 答えは③870万円 令和3年度の資料によると、小学生は1年間921,000円、中学生は1,067,000円となっています。これを小学生は6倍、中学生は3倍という単純計算をすると、合計で8,727,000円となります。

3 税金クイズ 答えは③クイズの懸賞金 ①は所得税法の規定で「非課税所得」となっています。また②は「当せん金付証票法」という法律で税金がかからないことになっています。ちなみにクイズの懸賞金は「一時所得」となり、一定額以上収入があれば、確定申告をして納税する必要があります。

4 税金クイズ 答えは①申告書に懸賞問題 自分で税の計算をして納税する申告納税制度ですが、導入されたばかりで当時の納税者も不慣れであったため、当初予算を大幅に下回る税収でした。そこで昭和24年6月の予定申告に、所得税の計算問題をつけました。ちなみに1等賞金は3万円(当時の物価水準で換算すると現在の23万円くらい)だったそうです。

5 税金クイズ 答えは②スペードのエース 18世紀のイギリスでトランプが流行したとき、トランプに税金をかけていました。「このトランプは確かに税金を納めています」という納税の証明のため、スペードのエースだけ政府が印刷し、それをトランプ製造業者が買って1組にそろえて売る形となつたそうです。

6 税金クイズ 答えは③9割 消費税率10%(国消費税7.8%、地方の消費税2.2%)のうち、税率が引き上げられる前の地方消費税1%を除く9%分は「社会保障財源」につかわれることとされており、その割合は90%となります。

7 税金クイズ 答えは③◆ 「算盤(そろばん)」(昔の計算道具)の玉を形どっています。昔の税務署では税の計算や集計に算盤を使っており、税務署の職員には算盤の有段者が数多いたそうですね。今では電卓やコンピュータを使って計算していますので、算盤を見たことがない職員もいるかもしれませんね。

8 税金クイズ 答えは②税理士 国税庁の令和5年度の定員数は55,985人、同じく令和5年度の税理士の人数(税理士登録者数)は81,280人と税理士の人数が上回っています。ちなみに税理士又は税理士法人でない者が税理士業務を行うことは法律で禁止されており、違反すると罰則が適用されます。

無料税務相談会

和6年11月11日・12日、イオンナゴヤドーム前店において「税を考える週間」の一環として「税理士による無料税務相談会」を行いました。日間で40名のご相談を受けました。今年も同様の時期に開催予定です。
ご来場をお待ちしています。



相続税務相談室のご案内

うちの相続は税金がかかるのかな?相続税について教えて!

相続税や贈与税の計算の仕組み、一般的な財産の評価の方法や債務の取扱いなど、おわかりにならないことについて「無料」で相談をお引き受けします。事務局までお問い合わせください。

ただし、次の事項にご留意ください。

- ①税理士が関与されていない方を対象とします。
- ②個別具体的な相談・業務のご依頼に移行する場合は「有料」となります。
(例:具体的な財産の評価や税金の計算、申告書の作成、または生前の相続税対策など)
- ③相続財産の分割に関するトラブルなど民法上の相談には応じられません。

名古屋東税務相談所のご案内

帳簿のつけ方がわからない! 所得税・消費税の確定申告はどうしたらいいの?

(1) 税理士または税理士法人関与のない方
(2) 事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年

対象者 金受給者を除く)

(3) 前年分所得金額(専従者控除又は青色特典控除前)300万円以下の方

(4) 上記の方が消費税の課税事業者の場合、基準期間の課税売上高3,000万円以下の方

(注) 上記の方でも譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く)がある方は、譲渡所得に関する相談については対象外です。

指導内容
と料金

- (1) 帳簿の作成指導、決算書及び申告書の作成指導
年額 30,000円
- (2) 消費税等の相談及び申告書の作成指導
年額 15,000円
- (3) その他(記帳代行、決算・申告書等の作成他)
別途料金



名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局
名古屋市東区徳川1丁目15番30号 名古屋リザンビル3階
※市バス東区平田町下車が便利です。
052-935-5439 月～金 10:00～16:00

EPISODE



身近な税の専門家として 地域の皆様の 良きパートナーに

税理士 成瀬 謙治

成瀬謙治税理士事務所



理学療法士から税理士へ、 お金の診断・治療を 任せてもらえる存在に

税理士 尾崎 佑樹

尾崎豊樹税理士事務所

令和5年6月に名古屋東支部に入会させていただきました。税理士である父が東区で開業して50年が経過しました。私自身も平成18年に父の事務所へ入所以来、現在までこの地で歩んでまいりました。昨年11月に父が所長を退き、現在は私が現事務所の所長として営業しております。

税金に関してのご相談はお客様ごとに千差万別で、その解決方法もそれぞれ一長一短であることが多く、判断に迷う場面が数多くあると思います。

弊所では専門的な税務・会計はもちろんのこと、経営のお悩み事や後継者の問題、相続・贈与、保険、株式や不動産等の売却、M&A、納付に関するご不明点など、様々なご相談をお聞きし、問題解決に向けて真摯に取り組んでおります。

クライアントのみならず、東区民の皆様にとっても身近な良きパートナーとして信頼していただけるよう自己研鑽に励み、地域の皆様を支える税理士として貢献できるよう努めて参ります。

令和5年12月に名古屋東支部で税理士登録をしました。税理士の平均年齢は60歳以上と言われる中で、私は36歳ですので、その若さで税理士業界だけでなく東区を盛り上げたいと思っています。

さて、少しだけ私の経歴と税理士への思いを書きます。私が税理士を目指し始めたのは30歳を過ぎてからで、それまでは理学療法士としてスポーツ選手らのリハビリを手伝っていました。税理士である父の影響でこのような転身をしたわけですが、皆様はこの2つの仕事を全く違うものだと思いますか？

税理士は、税法という難解な文章と皆様とを媒介する者だと考えていますが、昨今のAIの発展により、節税は勿論のこと、経営戦略・財務・事業承継に対するアドバイス等の付加価値の高い業務を提供することも求められています。これらの業務では、お客様である個人や法人のことを深く分析（診断・評価）し、打ち手（治療）を考えることが必要です。

税理士と理学療法士は、学問が異なりますが、このように業務内容で似ている部分があります。そして何より、どんな仕事であっても人を助けるという意味においては変わりません。私は理学療法士の知見・経験も活かしながら、税理士として皆様に笑顔を届けられるよう尽力していく所存です。

令和6年度

確定申告無料相談所

令和7年2月

19日(水)・20日(木)・21日(金)

場 所：愛知大学 車道キャンパス 10階

入場整理券配布開始：9時

開催時間：9時30分から16時（12時から13時は行なっていません）

受付終了：15時（入場整理券配布状況により、後日案内になる可能性があります）

無料税務相談所のご利用には、当日配布する入場整理券が必要です。
事前受付での予約は行なっておりませんので、ご注意下さい。

【無料税務相談所の対象者】

- ① 給与所得者、年金受給者
- ② ①以外の方で、所得税の申告については、次のイを満たした方、個人事業者の消費税の申告については、次のイ及びロの条件のいずれも満たした方が対象となります。
 - イ 令和5年分の所得金額が300万円以下の方
 - ロ 令和6年分の消費税の基準期間（令和4年分）の課税売上高が3,000万円以下の方

※消費税及び地方消費税の相談については、①売上げ及び仕入れ（経費）に係る額を10%（標準税率）と8%（軽減税率）に区分するとともに、②仕入れ（経費）に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とそれ以外の者からの仕入れ（経費）に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備した上でご来所ください。



© 税理士会広報キャラクター
にちせいくん

【ご注意】

- ・譲渡所得、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施しておりません。
- ・e-Taxによる申告相談も行っていますので、利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、ご持参ください。
- ・当日は、必要書類に不備がなければ、確定申告書の作成及び提出が可能です。
- ・無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

編集後記

今年も「翼」をお届けしました。まだまだ新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの影響は予断を許さない状況ではありますが、東区の区民の皆様方におかれましては、健康には十分にご留意いただいて健やかな毎日をお送りいただくことを切にお祈り申し上げます。「翼」は地域に根差したコミュニティーの重要性を再認識しようとの想いから発刊しております。この広報誌が私ども税理士と皆様との架け橋になれば幸いです。

令和7年2月

編集責任者 林 一伸
編集委員長 上柳 雄介
編集委員 尾崎 豊樹
編集委員 坂 英樹
編集委員 松澤 悟

